

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

開示請求をした者（以下「本件請求者」という。）は、平成14年2月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「 郡 に事務所を置く、宗教法人 から提出された宗教法人法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写し（いずれも最新のもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「宗教法人法第25条第4項の規定に基づき宗教法人 から提出された宗教法人法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写し」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成14年3月5日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、平成14年3月28日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を本件請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年4月9日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

6 執行停止の決定

実施機関は、平成14年4月11日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をする決定の部分の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

- (1) 宗教法人は、直接的には宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）によって規制されているものであり、かつまた、それによって保護せられるものでもある。すなわち、法第25条第3項の規定は、宗教法人の事務所に備えられた役員名簿や財産目録の類は、閲覧を請求する者にとって、まず、「正当な利益があり」、かつ請求の目的が「不当な目的によるものでないと認められる者」という要件を満たさない限り、これを閲覧することができないとしている。

は、 の大祭を破壊するという暴挙に出て、宗教法人 の運営に多大な被害をもたらした。このような事実からして、本件請求は、法第25条第3項に規定される「正当な利益」もなく、かつ「不当な目的によるもの」であることは明らかである。

- (2) は、宗教法人 及び の代表役員をひぼう中傷する目的のビラを町内に配付しており、本件請求は、新しいビラ作成の材料に使用する目的の開示請求であるがい然性が極めて高く、憲法第13条で保障されるプライバシーの保護を著しくき損するおそれがある。

- (3) 小さな村落社会の隠された深層の構造にかんがみれば、役員定数の開示が行われることによって、役員の氏名それ自体も容易に推認され得る状況下にあるのであり、財産目録の写しの氏名を黒塗りしたとしても、役員の定数が推認されると、氏名が判明され得る事情は同じで、個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する。

- (4) 本件請求は、宗教法人の正常な運営を目的としたものではなく、上関原発計画の動向に深くかかわるもので、本件請求者らの秘匿された目的によって、プライバシーが著しくき損されるおそれがあり、日本国憲法第13条及び法第25条第3項などの実体法上の規定に抵触するおそれがある。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、異議申立人から所轄庁である実施機関に提出されたものである。

なお、法第25条第5項では、所轄庁は、宗教法人から提出された備付け書類の写しを取り扱う場合においては、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定されている。

2 部分開示とした理由

開示をする情報とその理由は、次のとおりである。

(1) 法人名、代表役員の氏名・住所・就任年月日

当該情報は、法務局において、何人も閲覧及び写しの請求を行うことができる情報で、開示しても、当該法人に対して不利益を与えるおそれがない。

(2) 責任役員の定数、代表役員以外の責任役員の任期

当該情報は、各宗教法人の規則で定めることとされている情報で、各宗教法人の規則に対する開示請求に対しては、個人情報を除き開示する取扱いとしており、開示しても、当該法人に対して不利益を与えるおそれがない。

(3) 財産目録の写し中の「摘要」欄の大項目以上の部分

財産目録等で一般用語として使用される項目で、開示しても、当該法人に対して不利益を与えるおそれがない。

(4) 日付その他非開示部分以外の様式記載事項

「役員名簿」、「財産目録」の様式として備えるべき一般的な事項であり、開示しても、当該法人に対して不利益を与えるおそれがない。

第5 審査会の判断

1 本件公文書内容及び性格

(1) 本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、異議申立人から所轄庁たる実施機関に提出され、当該実施機関が保有しているもので、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

(2) 本件公文書のうち、役員名簿の写しには、代表役員及び責任役員について、その氏名、生年月日、住所及び就任年月日が記録されているほか、責任役員定数、代表役員以外の責任役員任期、神社名、年月日等が記録されている。

(3) 本件公文書のうち、財産目録の写しには、財産の状況を記録した表のほか、代表

役員及び責任役員の氏名、印影、神社名、年月日等が記録されている。

2 開示請求者について

異議申立人は、本件請求は法第25条第3項に規定される「正当な利益」もなく、かつ「不当な目的によるもの」であると主張するが、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めており、このような情報公開制度の趣旨から、その請求理由、使用目的等を実施機関が開示請求者から聴取し、又は調査するようなことはない。

したがって、開示請求に係る公文書の開示をするかどうかの実施機関の決定は、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されるものではなく、条例を客観的かつ合理的に適用して判断すれば足りるのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるということはないのである。

3 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 特定の個人の識別については、一般的には、住所及び氏名でもって可能となるが、氏名又は印影だけであっても、住居地、雇用関係等と結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性がある。

(2) 本件公文書について

実施機関が本件処分が開示をするとした情報（以下「本件開示情報」という。）

のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものは、代表役員の氏名、住所及び就任年月日である。

しかし、これらは、法第52条第2項に規定する登記事項で、法務局等の管轄登記所において、何人も閲覧及び写しの請求を行うことができる情報であり、明らかに条例第11条第2号イに規定する法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報に該当し、開示をしないことができる情報から除かれているといえることができる。

4 条例第11条第3号の該当の有無について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第3号イからハに規定する情報については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件開示情報は、前述した個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものを除けば、役員名簿の写しでは法人の名称と同一の神社名、役員定数、代表役員以外の責任役員任期、様式の年月日等、財産目録の写しでは当該様式の摘要欄の大項目以上の科目、法人の名称と同一の神社名、様式の年月日等で、いずれも宗教法人たる異議申立人に関する情報である。

イ 宗教法人を設立しようとする者は、法第12条第1項の規定により、同項に規定する事項を記載した規則を作成し、所轄庁の認証を受けなければならないとされている。

名称、役員定数及び代表役員以外の責任役員任期は、いずれも規則に記載することが求められているもので、法人である以上、名称、役員定数及びその任期についての定めがあることは当然であり、その具体的な内容が公開されたとしても、当該法人に不利益を与えるおそれがあるということとはできない。

なお、異議申立人は、役員定数の開示が行われると、氏名を黒塗りしたとしても役員の氏名それ自体が容易に推認され得る状況にあるというが、役員定数の開示をしたからといって、役員の氏名が明らかになるというような状況になるとい

うことは通常では考えられない。

ウ 次に、財産目録の写しに記録されている当該様式の摘要欄の大項目以上の科目は、財産目録において資産の一般的な分類を示すものに過ぎず、当該宗教法人の宗教的な独自性を示す科目等ではなく、これらが公開されたとしても、宗教活動、資産状況等を具体的に把握することは困難で、当該法人に不利益を与えるおそれがあるということとはできない。

エ また、様式に記録されている日付等の情報は、当該公文書の作成時点、提出日等を示すもので、単独で又は開示をする情報と合わせて検討したとしても、当該法人に不利益を与えるおそれがあるということとはできない。

4 まとめ

これらのことから判断すると、条例に基づく開示を行うかどうかの決定は、異議申立人の主張する法に基づく閲覧とは異なる基準によって行われるものであって、異議申立人の主張を認めることはできず、実施機関の条例適用に誤りはないことから、本件処分は相当であるということが出来る。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第7 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）